

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 19 日

広島県知事 横 田 美 香

1 調達内容

(1) 件名

西部 2 地区における文具等の年間調達用品に係る年間単価契約

(2) 調達物品・数量及び特質等

グループ名	内 容	品目数
文具グループ	ボールペン、付箋紙、ファイル等	24 品目
トイレットペーパー	トイレットペーパー	1 品目
更紙グループ	更紙	2 品目

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

仕様書に記載のとおり

(5) 入札方法

総価で入札に付する（契約は単価契約とする。）。ただし、トイレットペーパーについては 1 個あたりの単価で入札に付する（契約は 1 箱あたりの単価契約とする。）。

(6) 入札書の記載方法等

消費税及び地方消費税を含めた金額を入札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めた金額（1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、単価も同様とする。ただし、トイレットペーパーについては、1 個あたりの単価は小数第 2 位以下を切り捨てるものとし、1 箱あたりの金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、消費税及び地方消費税込みとその右側に括弧書きすること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 令和 6 年広島県告示第 607 号（令和 7 年から令和 9 年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「01A 用紙」から「01C 印章・印判」まで、又は「18A 衣類」から「18D 生活用品」までのいずれかの資格を認定されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館 1 階）

電話（082）513-2141(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和 8 年 2 月 19 日（木）から令和 8 年 3 月 2 日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

インターネットを用いて広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出書類

入札参加資格確認申請書（別紙様式 1）

その他必要な添付書類は入札説明書記載のとおり

ウ 提出先

上記(1)アの場所。

エ 提出期限

令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 4 時 30 分

オ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記エの期限までに必着することとする。

カ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 8 年 3 月 9 日（月）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

グループ名	日	時
文具グループ	令和 8 年 3 月 17 日（火）	午後 1 時 20 分
トイレットペーパー		午後 1 時 40 分
更紙グループ		午後 2 時 00 分

イ 場所

東広島市西条昭和町 13 番 10 号

広島県東広島庁舎 5 階 501 会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、

これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約における特約事項

この入札による契約は、広島県議会における当該契約に係る令和 8 年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとする。

(7) その他

入札説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県会計管理部契約・調達管理課（広島県庁舎南館 1 階）

電話（082）513 - 2141(ダイヤルイン) ファクシミリ（082）228 - 5392

メールアドレス kaikanri@pref.hiroshima.lg.jp